

平成十一年三月九日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一四五第一一号

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問に対する答弁書

一について

建設省所管のダム等事業のうち、御指摘の「総点検」（以下「総点検」という。）及び「再評価」（以下「再評価」という。）における検討結果に基づき、事業に係る水需要の見通しが変化したこと、治水計画上のより優れた代替案の存在が確認されたこと等の理由によって平成十年度以降又は平成十一年度以降は事業を行わないこととしたもの及び事業の緊急性、地元状況等にかんがみて平成十一年度の予算概算要求では要求を行わず、その代替案も含めた今後の事業の進め方について検討を行うこととしたもの（以下「中止又は休止ダム等事業」という。）においては、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて代替地として提供する土地の取得及び造成に関する計画が既に定められている事例は存しないことから、御指摘の「代替地の造成を進める可能性」について現時点では検討していない。

二及び三について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者と事業用地の所有者等で構成される団体との間で、事業の推進に関する基本的な合意等を内容とする協定又は損失補償の基準に関する協定が既に締結されて

いる事例は存しないことから、御指摘の「水没予定地の人々と補償基準を取り決めて補償を行う可能性」及び「水没予定地の人々に対して補償基準どおりの補償を行う可能性」について現時点では検討していない。

四について

中止又は休止ダム等事業においては、付替道路（公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和四十二年二月二十一日閣議決定）第四条第一項ただし書に規定する現物補償として公共事業の起業者が工事を施行し、道路の管理者に引き渡す代替の道路をいう。）に係る工事に既に着手している事例が存し、当該事例にあつては、個別の事案に係る対応として、その付替道路に係る工事を道路事業として継続して実施する旨の判断を行ったところである。

五及び六について

中止又は休止ダム等事業においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第二条第一項に規定する指定ダム等に係る事業は存しないことから、御指摘の「水源地域整備計画どおりの事業を進める可能性」及び「水源地域整備計画と同様の地域整備計画を定めて事業を進める可能性」について

現時点では検討していない。

七について

中止又は休止ダム等事業に関する御指摘の「事業計画どおりの事業を進める可能性」については、水源地域対策基金（水没関係住民の生活再建等を目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された公益法人をいう。）が、それぞれの寄附行為に基づき自ら判断するものであると考える。

八について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者又は関係地方公共団体が、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて生活再建に係る措置を提示している事例は存しないことから、御指摘の「生活再建事業を進める可能性」について現時点では検討していない。